

財団法人 むつ小川原漁業操業安全協会

1 マネジメント評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価		所管課評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)経営理念・基本目標・中長期経営計画、提言への対応	C	C	C	C
(2)事業内容等	B	C	B	C
(3)組織体制等	C	B	C	C
(4)事業遂行の効率性・有効性	A	A	A	A
マネジメント評価総合	B	B	B	C

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

1 事業の推進に当たっては、中長期経営計画を踏まえ、経営環境等の変化に対応して、効率的・効果的な事業展開に努めていきたい。

2 当協会は、内部統制における諸規程の遵守、公印及び資産の管理、点検等、的確な業務執行管理体制に努めている。

2 財務評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)フローチャートによる評価	C	A
(2)財務分析比率による傾向	+	++

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

平成15年度では、常勤役員(常務理事)を削減したことにより、人件費が抑制(節減)され、財務面が改善された。

3 今後対処すべき課題

公社等コメント	所管課コメント
<p>1 安定的な資金を確保するため、更なる資金運用方法を検討する必要がある。</p> <p>2 組織体制については、現在、常勤職員1名、非常勤職員1名で運営している状況であるため、内部統制(業務チェック体制)について、若干、弱い部分がある。</p>	<p>基本財源の運用益の大部分を占める漁業振興対策助成事業費の決定については、当協会の設立目的に照らして判断すべきものであり、それにより生じた不要額については自主財源として積み上げる等の検討が必要。</p>

4 公社等経営評価委員会のコメント

マネジメント評価については、本法人の組織実態等を考慮すれば、所管課の厳しい評価が妥当である。

その理由として、(3)「組織体制等」の「理事会は形骸化せずに有効に機能している」に関しては本法人の評価は「5」、所管課は「3」であるが、常勤役員が居ないのに評価が「5」であることは当委員会として認めがたいことなどから、所管課の評価「C」を支持するものである。

また、(1)「経営理念、基本目標、中・長期経営計画、提言への対応」の「年度別、事業別の経営数値目標の作成」や「年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析しそれをフィードバックするシステム」など経営の基本となる評価項目が低い評価となっており改善を要すると考える。

事業については、(2)「事業内容等」において県所管課が指摘するとおり、漁業振興対策助成事業の一部に見られる設立目的に合致しない活動を見直した上、漁業被害対策以外の目的には極力助成金を使わないという原則を守ることが必要である。該当事業が無かった場合は基金に組み込む(貯める)ことや公益信託などの方法がある。

また、現状では実施した事業の効果が曖昧であることから、これを評価し公表することを求める。

当委員会は、本法人の将来的な組織の在り方として漁業被害対策事業そのものは必要であるが、専任者1人という組織が独立して存在する意味が薄いと認識していることから、事業は存続させて、組織は別団体と統合して合理化するという方法も考慮すべき時期にきているのではないかと考える。

財務評価については、概ね妥当である。

平成15年度は、運用収入の範囲内で業務運営した。

法人の概要

6月1日 現在

法人の名称	財団法人 むつ小川原漁業操業安全協会	代表者職氏名	理事長 古川 健 治	所 管 課	農林水産部水産振興課
設立年月日	昭和58年10月19日	事務所の所在地 (電話番号)	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駘字野附475番地 0175-72-2256		

組織構成

理事・役員数	常勤 0 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 0 名	非常勤 11 名	合計 11 名
監事・監査役数	常勤 0 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 0 名	非常勤 2 名	合計 2 名
職 員 数	常勤 1 名	(県派遣) 0 名	(県OB) 0 名	非常勤 1 名	合計 2 名

臨時職員は非常勤に含む。

基本財産・資本金等

		うち県の出資等額	県の出資等比率
基本財産・資本金	1,598,000 千円	500,000 千円	31.3 %
基 金	0 千円	0 千円	%
合 計	1,598,000 千円	500,000 千円	31.3 %

主な出資者等の構成(出資等比率順位順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)	氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 日本原燃株式会社	1,000,000	62.6	6		
2 青森県	500,000	31.3	7		
3 基本金組入額	98,000	6.1	8		
4			9		
5			10		

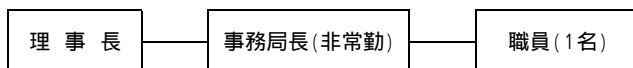
会 員 数(社団法人対象)

区 分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法 人				0
個 人				0

寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	有 (年 月 月より)	無
指定寄付金の有無	有 (年 月 日~年 月 日)	無

組 織 図 (簡略に記入するか別紙で添付してください。)



設立目的

むつ小川原港周辺海域においては、多数の漁業者により多種多様の漁業が営まれてきたところであるが、むつ小川原港の一部供用開始に伴い、同港に出入港する漁業被害の発生を防止して、漁業操業の安全の確保を図るとともに、その漁業被害に対し、救済金を給付し、あわせて、漁業の振興を図るための助成金を交付すること等により漁業経営の安定に資するものである。

設立の背景

むつ小川原港の建設に伴い、関係漁協から「漁業の操業の安全対策」について要望が出されたことに伴い、県と関係漁協との間において締結した覚書の中で漁業の操業の安全対策を講ずることが正式に明記された。

このため、国家石油備蓄のオイルインが予定されている昭和58年9月に合わせ対策を講ずる必要があることから、県は関係部局からなるプロジェクトチームを編成し、数回にわたり検討した結果、将来にわたって永続的にむつ小川原港周辺海域における漁業の操業の安全を確保し、漁業者の生活の安定を図るため、財団法人むつ小川原漁業操業安全協会を設立することになった。

事業内容

1. むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害の発生を防止して、漁業操業の安全の確保を図るための啓発指導、情報連絡及び調査研究に関する事業
2. むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害(油濁によるものを除く。次号において同じ。)であって、その原因者を特定できないものに対する救済金等の給付に関する事業
3. むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害であって、その原因者を特定できるものの解決に必要な交渉の援助に関する事業
4. 漁業の振興を図るための助成事業
5. 前各号に掲げる事業に附帯する事業

マネジメント

1 経営理念、中・長期経営計画

(1) 経営者の経営理念・基本目標等

1. 経営理念
協会の設立目的である漁業被害の防止、操業の安全確保、漁業被害の救済、漁業振興助成等を計画的に推進するため、安定した協会の事業経営をめざす。
2. 基本目標
安全かつ有利な資金運用で、経営基盤の強化を図る。
管理費の節減を図る。
漁業者のニーズを把握し、これに対応した事業展開を図る。
職員の資質向上を図る。

(2) 前年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

1. 安全対策事業では、八戸海上保安部から講師を招聘し、八戸市南浜漁業協同組合で八戸鮫浦漁業協同組合組合員及び八戸市南浜漁業協同組合組合員を対象とした安全操業講習会を実施して、漁業操業の安全強化と意識の高揚を図った。
2. 救済助成事業については、漁業被害の発生がなかったことから実績はない。
3. 漁業振興対策助成事業では、各事業内容を充分検討し、10団体に合計25,300千円の助成金を交付した。
4. 平成15年度では、常勤役員(常務理事)を削減して組織の減量化を図った。
5. 安全確実で、高い運用益が得られるよう資金運用については、郵便局に預金している基本財産等が、郵便貯金法の改正に伴い、平成15年7月から預入限度額が1千万円となり、1.2%での運用ができなくなったが、資金運用方法等を理事長とも慎重に検討した結果、青森県信用漁業協同組合連合会の特別定期預金(10年、利率は、1.25%)で運用することとした。
6. 以上、平成15年度の経営目標は概ね達成したものと判断しているが、今後、長期金利が緩やかな回復基調にあることから、資金運用については、安全かつ有利な方法で、効率的な運用を平成16年度以降も検討していく。

(3) 当年度における経営者の経営目標

1. 基本財産等の資金運用については、安全確実で、高い運用益が得られるような運用を検討する。
2. 事業費、管理費の節減と合理化を図る。
3. 組織の管理体制及び内部牽制について充実を図る。

(4) 中・長期経営計画の状況

計画の策定状況	(14年度 ~ 20年度)	昨年度までに策定済
		当年度策定

2 事業内容等

(1) 当年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益 区分	直営・委託 区分	金額(千円)	全体事業費 に占める割合(%)	事業内容
安全対策事業	自主事業	公益事業	直営	181	1.0%	関係漁協組合員を対象とした講習会を開催して、漁業操業の安全強化と意識の高揚を図る。
救済助成事業	自主事業	公益事業	直営	1,000	4.0%	むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害であって、その原因者を特定できないものに対して、救済金等を給付する。
漁業振興対策助成事業	自主事業	公益事業	直営	25,300	95.0%	漁業の振興を図る事業に要する経費、船舶の航行の安全確保を図るための施設整備費及び運営費等について助成金を交付することにより、漁業の振興を図る。
公益事業支出	26,481 千円		直営事業支出	26,481 千円		
収益事業支出	0 千円		委託事業支出	0 千円		
当期支出(+)	26,481 千円		当期支出(+)	26,481 千円		
/	100.0 %		/	100.0 %		

(2) 当年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
安全対策事業				受講者減少の抑制
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	26名	30名	47名	安全操業講習会を開催することで、関係漁協組合員に、安全操業の周知徹底を図る。

事業名				目標値
救済助成事業				漁業被害発生の減少
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	0件	0件	0件	漁業被害発生の減少を図ることで、漁業者の経営の安定に貢献する。

事業名				目標値
漁業振興対策助成事業				寄附金利子収入の約80%を漁業振興助成事業に充当。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	28,811千円	25,305千円	25,300千円	漁業の振興等を図る事業に助成金を交付することで、漁業者等の経営の向上に寄与する。

事業名				目標値
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等

事業名				目標値
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等

事業名				目標値
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等

3 組織体制等

(1) 役職員数(6.1現在)

(単位:人)

項目	前々年度	前年度	当年度	
常勤役員	県派遣職員	0	0	0
	県職員OB	1	0	0
	民間からの役員	0	0	0
	プロバ-職員	0	0	0
	小計	1	0	0
常勤職員	県派遣職員	0	0	0
	県職員OB	0	0	0
	プロバ-職員	1	1	1
	小計	1	1	1
非常勤役員	県・市町村関係	5	5	5
	民間からの役員	8	8	8
	小計	13	13	13
非常勤職員	県職員OB	0	0	0
	その他の職員	0	1	1
	小計	0	1	1
臨時職員	0	0	0	
計(~)	15	15	15	

(2) 職員の年代別構成(6.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロバ-職員			1			1
県派遣職員						0
県職員OB						0
非常勤職員	1					1
臨時職員						0
計	1	0	1	0	0	2

(3) 職員の勤続年数別構成(6.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロバ-職員			1			1
県派遣職員						0
県職員OB						0
非常勤職員					1	1
臨時職員						0
計	0	0	1	0	1	2

(4) 役職員の見直し内容

前々年度	前年度	当年度
1. 理事長は、互選により、民間出身の理事とした。 2. 現事務局長を常務理事に任命し、組織体制を強化した。 3. 臨時職員を削減し、3名体制から2名体制とした。	1. 事務局長(非常勤)には、県漁連の常務理事を発令した。(15.8.10付け) 2. 常務理事を削減し、2名体制から1名体制とした。	無し

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 法人独自の給与体系 県の給与体系を準用 3 その他 ()	有 (年 月 予定) 2 無 3 その他 (平成16年度から特勤手当の廃止)
給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定か記入してください。	
時期、内容とも未定	

(6) 経営情報等の情報公開の状況(複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
自ら積極的に公開している	貸借対照表	事務所等に備え付け	
2 情報開示請求等があれば公開している	損益計算書、収支計算書等(概要のみも可)	広報誌、新聞等、インターネット、公告	
3 その他()	事業内容、計画等	3 議会において説明等	
	その他(寄附行為、役員名簿)	4 その他()	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7) 内部監査(当該業務担当者以外の者による相互監査)の実施状況

	支出事務	契約事務	財産管理事務
1. 内部監査規程の名称			
2. 実施頻度	月1回	契約事務無し	月1回
3. 内部監査で指摘された事項			

(8) 職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度
新年度収支実行に係る「会計方針」の確認と「資金の範囲」の決め方	全国公益法人協会	1名	
公益法人財務会計セミナー	白井万佐夫公認会計士事務所	1名	
運用担当者研修会	日興コーディアル証券(株)	1名	

(9) 人事交流の実施状況

人事交流の実績	実施年度
無し	へ 名派遣
	へ 名派遣
	へ 名派遣
	から 名受入
	から 名受入
	から 名受入

4 マネジメント評価 (5段階評価 5:非常に良い 4:良い 3:普通 2:悪い 1:非常に悪い)

当法人は、「大規模民法・特別法法人」に該当 する ・ しない

(1) 経営理念、基本目標、中・長期経営計画、提言への対応

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 経営者の経営理念・基本目標を単に訓示する等にとどまらず、日常の経営活動の中で周知徹底しています。	4	4
(全法人) 事業対象について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを経営活動に活かすシステムがあります。	3	2
(全法人) 中長期経営計画と県の政策との整合性について、県の所管部局と十分に協議しています。	4	4
(大規模民法・特別法法人) 中長期経営計画の策定に際して、収支の相関関係をシミュレーションして設定しています。		
(全法人) 中長期経営計画に基づき、年度別、事業別に経営数値目標を作成しています。	3	2
(全法人) 外部経営環境(社会経済動向・同業他法人の経営活動)の変化に応じて中長期経営計画を見直し、修正するシステムがあります。	4	4
(全法人) 中長期経営計画の見直しを踏まえて、年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析して、その結果に応じて次年度の経営数値目標や計画を見直すシステムがあります。	3	2
(全法人) 公社等経営評価委員会等の第三者評価機関からの提言等について対応策を策定し、実施しています。	3	2
	総合評価	C

公社等コメント	所管課コメント
(「公社が自立的な経営を实践するため、経営の裁量権の幅について現在より拡大する必要があるか。」について、コメントしてください。 必要がある場合、「経営の裁量権の幅の拡大について、県の所管課に要求するなど、具体的に行動しているか。」について、コメントしてください。)	
当協会は、設立以来、補助金等の助成は一切受けておらず、他団体等に依存することなく自立的に運営してきたと考えております。 従いまして、当協会は、現在の業務執行体制に不都合が生じていないと思われるので、経営の裁量権の幅について現在より拡大する必要がないものと考えております。	関係団体が推進する漁業振興との調和を図りながら事業を運営しており、それによる漁業者への不利益が生じていないことから、今のところ経営の裁量権の幅を拡大する必要はないと考える。

(2)事業内容等

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 個別の事業の目標は、経営数値で具体化しています。	4	4
(全法人) 当該事業を遂行する上で必要な目標経営数値を設定するに際して、組織構成員が責任をもって参画しています。	3	3
(全法人) 個別の事業の目標経営数値と実績値を比較し、差異の原因分析をしています。	3	3
(全法人) 前項の原因分析に基づき対応策を策定し、それを実施しています。	3	2
(全法人) 個別の事業内容は、外部経営環境の変化に応じて見直ししています。	4	4
(全法人) 民間や他の団体が担える事業を実施していない。	4	4
(全法人) 実施事業の広報活動について、積極的に取り組んでいます。	3	2
(大規模民法・特別法人) 受託事業を再委託する際、主要部分は直営で実施するなどその内容は適切です。		
	総合評価	C
	C	C

公社等コメント	所管課コメント
事業内容は、協会の設立目的に合致しており、今後とも、漁業者・地域のニーズに応えられるように、効果的な事業展開に努めていきたい。	当協会が実施する県漁業協同組合連合会への漁業振興対策助成事業については、当協会の設立目的に合致していない事業内容もあることから見直しが必要と考える。また、地域ニーズを把握、検証しながら事業を展開していくことが重要である。

(3)組織体制等

評価項目	公社等自己評価	所管課評価
(全法人) 事業の必要性、公共性等の事業の意義及び設立目的と第三セクター活用の妥当性について、評価システム(外部、設立団体、内部等)をもっています。	3	3
(全法人) 理事会は形骸化せずに、経営上の重要な事項(経営組織の変更、一定金額以上の借入金、投資、職員の給与等)について意思決定をするなど、有効に機能しています。	5	3
(全法人) 監事監査による具体的な指摘事項がなされたり、必要十分な時間により監査が実施されるなど、監事監査が実効性をもって実施されています。	4	3
(全法人) 目標経営数値を達成するため、業務遂行上の権限・責任が組織構成員に対して明確です。	3	2
(全法人) 県派遣職員及び県職員OBを必要最少限度にして、人事組織面において自主経営を確立しています。	5	5
(全法人) 内部統制のあり方を定期的に見直しています。	3	3
(大規模民法・特別法人) 組織が硬直化しないように、組織(課・係の再編成やフラット化、事務分掌の変更等)の見直しを行っています。		
(全法人) 同一職務への長期間の職員配置の見直しを行っています。	3	3
(全法人) プロパー職員の役員・管理職登用を行っています。	3	3
(全法人) 役員報酬は経営状況に鑑みて適切なものとなっています。		
(全法人) 職員給与は職員の業績と経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	4	3
(全法人) 適正な人事評価制度を導入しています。	3	3
(全法人) 職員に対する自己啓発の支援、及び研修等の教育システムを持っています。	4	4
(全法人) 職員の経営への積極的な提案を具体的に取り上げています。	4	3
(全法人) 経営情報等の情報公開を、県民に対し、積極的に行っています。	4	4
	総合評価	B
		C

公社等コメント	所管課コメント
<p>当協会は、平成15年度から常務理事を削減し、事務局の体制としては、常勤職員1名、非常勤職員1名(事務局長は、県漁連常務理事)で運営している状況である。</p> <p>また、内部統制(業務チェック体制等)については、常勤職員が1名なので、公印は、事務局長が県漁連で厳重に管理(保管)し、かつ各種規程等を厳格に運用して事故防止に努めている。</p> <p>プロパー・職員の役員・管理職登用については、まだ登用に至っていないので、今後、担当課等と検討したい。</p> <p>職員の研修等については、会計関係研修会等へ積極的に参加させ、知識の向上等を図っており、今後も引き続き実施していく。</p>	<p>基本財源等の運用益が厳しい状況下で、最小限の組織体制の中で管理体制の見直しや組織の減量化が図られている。</p>

(4) 事業遂行の効率性・有効性

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業遂行の効率性向上のため、事務処理の問題点の把握や原因分析を積極的に行っています。	4	4
(全法人) 把握された事務処理の問題点に対する改善を行っています。	4	3
(大規模民法・特別法人) 事業毎の収支管理を行っています。		
(全法人) 管理費削減のために支出項目の分析を行っています。	5	5
(全法人) 管理費削減のために具体的な改善を行っています。	5	5
(全法人) 業務委託や一定金額以上の物品購入コストの低減のために、入札方式や契約方法を工夫しています。	3	3
(大規模民法・特別法人) 効率的かつ有効な業務遂行のために外部委託を行っています。		
(大規模民法・特別法人) 外部委託業者の選定基準・プロセスが公開され、明確です。		
(全法人) 取引相手先が固定化していない。	3	3
(全法人) 金融機関等に対する金利交渉等を行っています。	5	5
(全法人) 資金運用、投資先を定期的に見直ししています。	5	5
(全法人) 保有資産の含み損はない。	5	5
(全法人) 回収困難な債権が増加していない。	5	5
(全法人) 実践した施策遂行の結果を評価しています。	3	3
(全法人) 前項の評価を開示しています。	3	2
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>事務処理に問題点等がある場合は、所管課等の意見を得ながら改善を行っている。</p> <p>予算執行については、経費削減のため必要最小限で執行している状況であり、常に経費節減と合理化に努めている。</p> <p>資金運用については、経済状況等を勘案しながら、金融機関と常に情報及び意見交換等を行っており、さらに、専門家の意見を参考にしながら進めている。</p> <p>投資・運用先については、幅広く、有利な金融商品を選択できるように、今年度は、証券会社2社を取引金融機関に追加する予定である。</p> <p>金利交渉については、金融機関等に対して最大限金利の上乗せをお願いしている。</p>	<p>効率的な事業運用のため、積極的な取り組みが見られる。</p>

財務

1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

(1) 収支計算の概要

(単位: 千円未満四捨五入)

収入の部		前々年度	前々年度	前年度
ア	基本財産運用収入	38,355	38,625	34,256
イ	入会金収入			
ウ	会費収入			
エ	事業収入			
オ	補助金等収入			
カ	負担金収入			
キ	受託収入			
ク	寄付金収入			
ケ	運用財産受取利息			
コ	雑収入	657	15	12
サ	基本財産収入			
シ	固定資産売却収入			3
ス	敷金・保証金戻り収入			
セ	借入金収入			
ソ	特定預金取崩収入		322	3,064
タ	他会計受入収入			
チ	当期収入合計	39,012	38,962	37,335
ツ	前期繰越収支差額	14,182	6,238	3,321
テ	収入合計	53,194	45,200	40,656
支出の部				
ト	事業費	30,082	25,310	25,401
ナ	管理費	16,249	15,966	9,368
	ニ (うち人件費)	14,837	14,215	7,618
ヌ	固定資産取得支出			
ネ	敷金・保証金支出			
ノ	借入金返済支出			
ハ	特定預金支出	625	603	564
ヒ	他会計繰入支出			
フ	当期支出合計	46,944	41,879	35,333
ヘ	当期収支差額 チ - フ	7,932	2,917	2,002
ホ	次期繰越収支差額	6,238	3,321	5,323

注1 正味財産増減計算書より

増加の部

マ	退職給与引当金取崩額	0	322	0
ミ	その他の引当金取崩額	0	0	3,064

減少の部

ム	固定資産除売却額	0	0	340
メ	固定資産減価償却額	35	2	87
モ	退職給与引当金繰入額	625	603	564
ラ	その他の引当金繰入額	0	0	0

注1 減価償却方法

(例:定額法による税法基準の償却率)
定率法により直接償却している。

償却過不足額	前々々年度	前々年度	前年度
償却不足額の当該年度分は メ に加味する。	0	0	0

注2 退職給与引当金の引当方法

退職給与引当金の算出方法、決算書上の負債としての計上の状況、特定資金の留保の状況について記載してください。

支給対象職員の自己都合退職の期末要支給額を計上している。

- ・算出方法:職員の退職手当に関する規程 給料月額 × 割合(自己都合)
- ・決算書上の負債 退職手当引当金(固定負債)
- ・特定預金の留保の状況 退職手当積立金(その他の固定資産) 「定期預金で管理」

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)

注3 その他の引当金の種類と引当方法

引当金の名称	引当方法
災害引当金	災害積立金と同額を引き当て
引当金の名称	引当方法
漁業振興助成引当金	漁業振興助成積立預金と同額を引き当て
引当金の名称	引当方法

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ラ** に加味する。

(2) 財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		前々々年度	前々年度	前年度
a	流動資産	9,883	6,913	7,994
b	固定資産	1,681,527	1,681,808	1,679,251
c	(うち基本財産 / 基本金)	1,598,000	1,598,000	1,598,000
d	(うちその他の固定資産)	83,527	83,808	81,251
e	資産合計	1,691,410	1,688,721	1,687,245
f	流動負債	3,645	3,592	2,671
g	(うち借入金)	0	0	0
h	固定負債	82,933	83,216	80,803
i	(うち借入金)	0	0	0
j	負債合計	86,578	86,808	83,474
k	正味財産	1,604,832	1,601,913	1,603,771
l	(うち当期増減額)	7,980	2,919	1,858

(3) 内部留保金額

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
総資産額	1,691,410	1,688,721	1,687,245
(1) 財団法人における基本財産	1,598,000	1,598,000	1,598,000
(2) 公益事業を実施するために有している基金	0	0	0
(3) 法人の運営に不可欠な固定資産	0	0	0
(4) 将来の特定の支払に充てる引当資産等	82,933	83,216	80,803
(5) 負債相当額	3,645	3,592	2,671
m 内部留保金額	6,832	3,913	5,771

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものとする。

財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産: 法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきものであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等: 退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることが明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

(4)補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	前々々年度	対全体収入比 (%)	前々年度	対全体収入比 (%)	前年度	対全体収入比 (%)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	県	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	2 うち、自主事業 に係る補助金収入						0
無利子借入金による 利息軽減額の長期 プライムレートによる 試算額 3	国					0	0.0
	県					0	0.0
	その他					0	0.0
	小計					0	0.0
土地・施設等使用料 に係る減免額 4	国					0	0.0
	県					0	0.0
	その他					190	0.5
	小計					190	0.5
受託料収入 5	国	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	県	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
債務保証・損失補償 6	国					0	0.0
	県					0	0.0
	その他					0	0.0
	小計					0	0.0
そ の 他 7	国	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	県	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	小計	0	0.0	0	0.0	0	0.0
合 計		0		0		190	0.5

1～7の具体的内容

六ヶ所村からの行政財産使用許可により、事務室として使用している六ヶ所村役場分庁舎2階の一部(14.85平方メートル)を免除

<参考> 事務室使用料に係る減免額

「1平方メートル使用料は、1年間、12,041円」

15平方メートル×12,041円×1.05=189,645円

*1平方メートル未満は、切り上げる。(六ヶ所村行政財産使用料徴収条例)

2 財務分析

(1) 損益計算書

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式(公益法人会計基準第5の2の但し書き)の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

(単位:千円未満四捨五入)

フロー式正味財産増減計算書(損益計算書)		前々年度	前々年度	前年度
増加原因の部		計算式		
基本財産運用収入	ア	38,355	38,625	34,256
入会金収入	イ	0	0	0
会費収入	ウ	0	0	0
事業収入	エ	0	0	0
補助金等収入	オ	0	0	0
負担金収入	カ	0	0	0
受託収入	キ	0	0	0
寄付金収入	ク	0	0	0
運用財産受取利息	ケ	0	0	0
雑収入	コ	657	15	12
基本財産収入	サ	0	0	0
固定資産売却益(損)	シ - ム	0	0	337
退職給与引当金取崩額	マ	0	322	0
その他の引当金取崩額	ミ	0	0	3,064
小計	リ	39,012	38,962	36,995
減少原因の部		計算式		
事業費	ト	30,082	25,310	25,401
管理費	ナ	16,249	15,966	9,368
固定資産減価償却費	メ	35	2	87
退職給与引当金繰入額	モ	625	603	564
その他の引当金繰入額	ラ	0	0	0
小計	ル	46,991	41,881	35,420
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	7,979	2,919	1,575

(2) 独立採算過不足額計算書

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

(単位:千円未満四捨五入)

独立採算過不足額計算書		前々年度	前々年度	前年度
計算式				
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	7,979	2,919	1,575
補助金等収入	1	0	0	
自主事業に係る補助金収入	2			0
利息軽減額の試算額	3			0
使用料減免額	4			190
独立採算過不足額()	レ - 1 又は レ - 2 - 3 - 4	7,979	2,919	1,385

(3)財務分析比率表

(単位:%・小数点1桁)

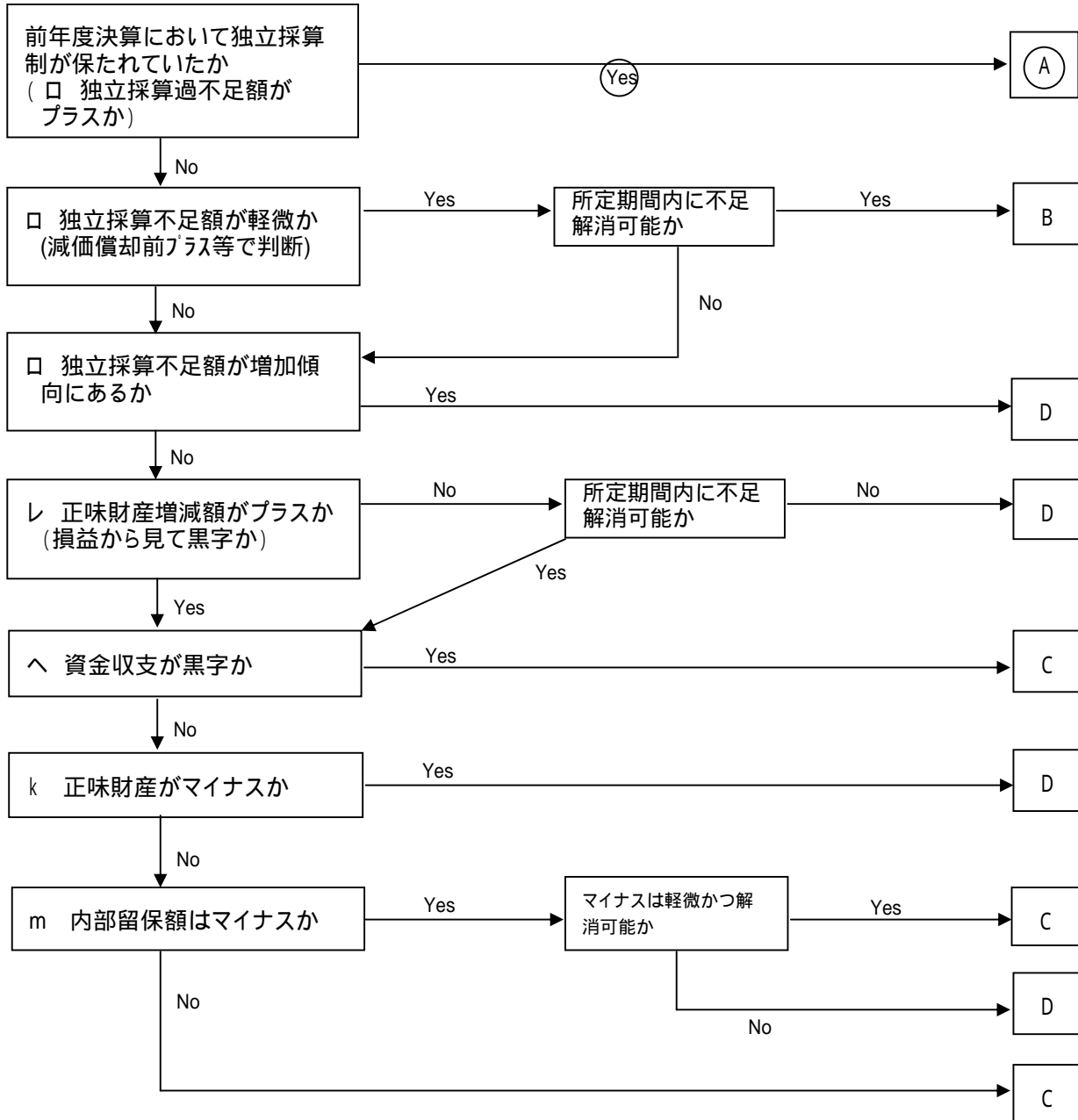
比率の名称	算式	前々々年度	前々年度	前年度	傾向 (前年度/前々年度)
健全性					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 収入合計	17.5	10.0	15.5	
管理費比率	ナ 管理費 / フ 支出合計	34.6	38.1	26.5	
人件費比率	ニ 管理費(うち人件費) / ナ 管理費	91.3	89.0	81.3	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	0.0	0.0	0.0	
採算性					
独立採算過不足割合	ロ 独立採算過不足額 / (ト 事業費 + ナ 管理費)	17.2	7.1	4.0	
総収入対収支差額比率	ハ 収支差額 / ㊦ 収入合計	20.3	7.5	5.4	
1人当たり年間収入	㊦ 収入合計 / 総職員 (単位:千円)	19,506	19,481	18,668	
				上昇数	5
				横ばい数	2
				下降数	0
				評価	++

3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >

独立採算過不足額: 当期正味財産増減額から自主事業に係る補助金、無利子借入金による利息軽減額の長期プライムレートによる試算額、土地・施設等に係る減免額を差し引いた実質的な損益(p19)で、本県独自の指標。



A: 良好
 B: 概ね良好
 C: 改善を要する
 D: 大いに改善を要する

(2)財務評価に関するコメント

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由など、特記事項がある場合には、その内容(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入する。

公社等コメント	所管課コメント
<p>当協会は、借入金や不良資産はなく、かつ、補助金等に依存することもなく、基本財産等の利息収入の範囲内で運営しています。</p> <p>また、経営基盤の強化のため組織の減量化を図り、現在、常勤職員1名、非常勤職員1名で運営している状況です。</p>	<p>義務的経費の占める割合が少ないことから、中長期経営計画のもとでの確な経営を履行することで良好な経営状態を維持できるものと判断される。</p>